

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき以下のとおり樹木採取区として指定したので、同条第 2 項前段の規定に基づき、公示する。

令和 3 年 9 月 6 日
東北森林管理局長

- 1 樹木採取区の名称
東北 1 大曲・船岡樹木採取区
- 2 樹木採取区の所在地
別紙 1 及び別紙 2 のとおり。
- 3 樹木採取区の面積
樹木採取区的面積 190.74 ha
採取可能面積 118.52 ha
備考：面積は、森林調査簿（令和 3 年 3 月 31 日）及び QGIS3.10（令和 3 年 7 月 1 日時点）の計測による。
- 4 区域図及び区域位置図
別紙 2 のとおり